

京都大学	博士 (法 学)	氏名	竹中 勲
論文題目	憲法上の自己決定権		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、個人を基点とし、生の人間の生活に密着した憲法学を志向する立場から、「自己人生創造希求的個人像」と、憲法上の権利をめぐる関連法や行政システムについて憲法公法学的観点から個別具体的な検討を行うという分析手法に基づいて、憲法上の自己決定権と憲法13条に関する憲法解釈論的検討を行うものであり、憲法上の自己決定権について総論的な考察を行う第Ⅰ部と、自己決定権に関する各論的な問題を検討する第Ⅱ部から構成されている。</p> <p>第Ⅰ部第1章「憲法上の自己決定権の意義」では、1980年代に憲法上の自己決定権論が提唱されるに至った背景として、積極国家化に対する憲法的規律の必要性と、科学・医療技術の進展に関する問題に焦点を当てつつ、自己決定権の享有主体の範囲、権利の内容、権利の制約の正当化原理、及び審査基準等について、憲法解釈上検討すべき論点を整理している。</p> <p>第2章「基幹的な自己人生創造希求権と憲法13条論」では、憲法上の自己決定権の定義の仕方・内容等をめぐって展開されてきた、「人格的利益説」と「一般的自由権説」の対立について、その前提とする人間像に遡って検討を行っている。そして、基本的人権の享有主体の範囲や、その始期及び終期に関する問題を念頭に置きつつ、日本国憲法が前提とする具体的人間像とは、「自己人生創造希求的個人像」、すなわち、かけがえのない人生において、生き方のその人なりのまとまりを希求し模索する個人であるととらえる。このような人間像を基礎として、憲法13条前段の「個人の尊重」原理規定と同条後段の「生命、自由、及び幸福追求権」規定を相互連動的・統一的に解釈すべきであるという立場から、同条前段は個人を基点とする適正な処遇の原理を定め、同条後段は基幹的な自己人生創造希求権を保障し、その具体化として、「個人を基点とする適正な処遇をうける権利」、すなわち、実体及び手続の両面で適正な処遇をうける憲法上の権利を保障したものととらえるべきであるとする。</p> <p>このような憲法13条の構造的な理解を踏まえて、第3章「新しい人権の承認の要件論と学説」では、憲法に明記されていない基本的人権に対して具体的権利性あるいは抽象的権利性を承認するための要件について、従来 of 学説を綿密に検討し、①質的限定の要件、②明確性・特定性・独自性の要件、③憲法上の根拠づけの要件、及び④補充的保障の要件の4要件説を提示している。</p> <p>次いで、第4章「自己加害阻止原理・パターナリズムと『公共の福祉』」では、憲法13条後段の「公共の福祉」は、基本的人権の制約の正当化原理であって、他者加害阻止原理、社会権実現等の非消極目的での経済的自由制約原理、及び自己加害阻止原理の3つの原理を含みうるものであることを示している。</p>			

そして、自己加害阻止原理と他の2つの原理との異同を明確にした上で、自己加害原理に基づく基本的人権の制約が認められる要件として、被介入者個人の独自の生き方・方針の尊重、より制限的でない手段の選択、及び公権力による直接的な介入の補充性などを示している。

さらに、第5章「実効的人権救済論（憲法上の救済権の体系論）」では、日本国憲法の定める基本的人権保障の体系において、実効的人権救済・実効的権利救済の問題が、どのように位置づけられるべきかを検討し、公権力と私人との間の紛争と私人相互間の紛争の区別、合憲性を法的に判断するための憲法解釈論と憲法上望ましい法制度の在り方を検討する憲法適合的法制度論の区別、及び司法的な救済と裁判所以外の機関による非司法的な救済という救済方法に関する区別を行った上で、実効的人権救済を受ける憲法上の権利の具体的内容について検討を行っている。

第Ⅱ部の第6章「生命・身体のあり方に関する自己決定権」では、生命を享受する自由としての「生命に対する権利」（憲法13条後段）との異同を明確にした上で、具体的には、妊娠中絶の自由、重篤な患者の未承認医薬品の使用の自由、及び生命維持医療拒否権を取りあげ、これの権利・自由が憲法上の権利として保障されるか否か、またどのような制約が憲法上許容されうるかについて検討を行っている。

第7章「精神障害者の強制入院制度の憲法学的検討」では、自己人生創造希求的個人像を前提として、精神障害者の適正な処遇のあり方を考察する際の基本的視点について確認した上で、医療保護入院、自傷のおそれを要件とする措置入院、他害のおそれを要件とする措置入院、及び医療観察入院について、現行制度の問題を丁寧に解明した上で、その合憲性を検討している。

第8章「親密な交わり・人的結合に関する自己決定権（親密な人的結合の自由）」では、憲法13条、24条及び25条等は、個として生きることを可能にすることにより、個と個との親密なつながり・交わりを大事にして生きることを可能にするような憲法解釈論を要請するものであり、「親密な人的結合の自由」が憲法上重要な意義を有することを明らかにしている。それに基づいて、「親密な人的結合の自由」の定義、及びそれに対する制約の正当化事由について総論的な考察を行った上で、具体的には、子どもをもうけるか否かの選択・自己決定の自由、親の子どもを養教育する自由と親子の親交権、性的結合の自由、及び共同生活の自由に対する制約の正当化事由について考察し、社会権実現のための社会保障制度の設計においても、親密な人的結合関係におけるケアを尊重することが憲法上要請されるとしている。また、これとの関連で、憲法24条を根拠とする婚姻の自由と夫婦同氏強制制度の合憲性について検討を加えている。

第9章「社会権実現立法・行政・司法における自由権・自己決定権尊重義務の法理—障害〔がい〕のある子ども・親の就学学校の選択をめぐる憲法問題を素材として」では、日本国憲法の基本的人権保障体系は自由権と社会権の調和ある共存・均衡を企図するものであるとの立場に立って、障害のある子どもの

就学学校の決定に際して親の選択をどのようにして尊重すべきかを考察している。その際、自由権や平等権を基礎とするアプローチを批判的に検討した上で、公権力による裁量権の行使に対する憲法上の規律という構成の優位性を明らかにし、社会権実現立法等における自由権・自己決定権尊重義務を承認すべきこと、及びその具体的内容について論じている。

最後に、第10章「憲法上の自己決定権と最高裁判所」では、新しい人権の司法的承認の可能性を肯定する最高裁判例について網羅的に取り上げ、憲法上の自己決定権に関する裁判例の類型化を行った上で、各類型に属する最高裁判例について検討を行っている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、個人を基点とする、生の人間の生活に密着した憲法学を志向する立場から、「自己人生創造希求的個人像」を基礎として、憲法13条による権利保障の構造を明らかにし、生命・身体のあり方や親密な交わり・人的結合に関する権利など、自己決定権に関する主要な論点について綿密な検討を加えたものであり、我が国の基本的人権論に新たな知見をもたらす優れた水準の業績であると評価し得る。

本論文の第一の特長は、基本的人権規定の解釈に際して、日本国憲法が前提とする人間像を解明する必要性を指摘し、人間存在の自律性を軸に、抽象的人間像と具体的人間像を対比した上で、「自己人生創造希求的個人像」という独自の人間像を導き出し、これを自らの基本的人権論の基礎としている点にある。この検討において、本論文は、各人の固有の生き方を尊重することにこそ人権の基礎があると説く「人格的自律権論」に深く共感しつつも、「人格」概念が有する理性との関連性や倫理性に留保を付し、日常を生きる個人の多様な存在態様に配慮するために、「人格」概念を用いることなく、かけがえのない人生において、各人なりにまとまりのある生き方を希求し模索する存在として、人間を捉えようと試みている。このような試みを通じて、判断能力が不十分又は欠如した個人に対する基本的人権保障の在り方に焦点を当てるとともに、個人を自己充足的存在としてではなく、他者とのかかわりや交わりに開かれた存在としてとらえることで、日本国憲法に内在する個人の尊重と社会的連帯性の両原理を調和する形で提示しようとしており、その点に本論文の重要な意義がある。

第二に、本論文は、こうした人間像を前提として、これまで憲法解釈学において十分に検討されてこなかった、判断能力が不十分又は欠如した個人の基本的人権保障の在り方について、特に精神障害者、障害のある子ども、及び認知症の高齢者等に焦点を当てて、綿密な考察を行っている。このような考察に際しては、関連する法制度や行政システムを精査し、個別具体的な問題点を丹念に析出し検討するという、憲法と行政法を架橋する分析手法が採られている点、及び個人を概括的・抽象的にとらえることなく、できる限り各人の能力の実態に即した細やかな対応を行うことを通じて、適正な処遇を受ける権利の実現を図ろうと努めている点において、高く評価されなければならない。

第三に、著者は、家族等の親密な交わり・人的結合の自由を、憲法上の自己決定権として保障すべきことを論じてきた先駆的な研究者の一人であるが、本論文は、これまでの研究の成果を「自己人生創造希求権」概念の下に位置づけ、さらに、他者による支援を必要とする個人の基本的人権保障において、このような親密な人的結合が重要な役割を果たすことを明らかにすることを通じて、親密な交わり・人的結合の自由に対して独自の体系的地位を

与えており、注目に値する。

第四に、個人の自律を実現するために必要な支援の在り方に対する著者の問題関心は、さらに自由権と社会権の関係に関する問題へと向けられ、まず連帯ありきの発想ではなく、自由権と社会権の調和ある均衡を図るという観点から、国家による給付が受給者の自律を可能にするための支援という枠内に留まるように、社会権実現立法等における自己決定権尊重義務の法理を提唱する点において、重要な意義を有している。

第五に、他者による支援を必要とする個人の基本的な人権保障の在り方を積極的に考えることは、同時に、自己加害阻止原理に基づく国家の介入を容認する側面を持つことになる。そこで、これまで憲法解釈学において十分に考察されてこなかった自己加害阻止原理に着目し、当該原理を「公共の福祉」規定に適切に位置づけるとともに、自己加害阻止原理に基づく国家の介入の限界を丁寧に検討し、その正当化要件として、「被介入者個人の独自の生き方・方針の尊重の要件」や「公権力の介入の補充性の要件」等を導き出している点が評価される。

もっとも、本論文に対しては、基幹的な自己人生創造希求権を基礎として、国家権限の行使に対する憲法上の規律を体系的に構築しようとする試みは余り、主観的権利に対して過剰な負担を課しているのではないかとの批判があり得るところである。また、個別具体的な論点を緻密に析出する鮮やかさに比して、各論点に対する解答を導き出す段になると慎重な留保が多く付されている点など、いくつかの問題点も指摘することができる。しかし、従来十分に検討されてこなかった問題領域に取り組んだ先駆的業績であることに鑑みると、これらの点は、本論文の価値を貶めるものではない。むしろ、このような問題領域において、精神的自律性が十分ではないために、これまで自己決定権の主体として注目されてこなかった個人の視点に立ち、個別具体的な人間存在の在り方に即した基本的な人権保障を構築しようとする、本論文の一貫した姿勢は、高く評価することができよう。

以上の点を総合的に勘案すれば、本論文は、わが国における基本的な人権理論とりわけ自己決定権論に重要な貢献をなす労作であり、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成24年1月10日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。